



回 覧

組合分会長

2020 春闘交渉

働きがいのある職場を目指して、労使で確認

市職労は、1年のたたかいのスタートは春闘からとして、3月24日に**総務部長と交渉を実施**しました。

交渉では、組合員にとって働きがいのある職場となるよう、また、健康を保ちながら業務が行えるよう、次のようなことについて要求・協議しました。

※詳細は、添付資料をご確認ください。



■主な要求事項

1 賃金・労働条件に関する事項

要求 ①**賃金改正**については、組合員とその家族の生活の維持・改善を果たすということを基本に、**組合と十分な交渉及び協議を行うこと**。さらに、国・県等の「妨害」、「圧力」に屈せず、組合合意を追求すること。

回答 **人事院勧告に伴う給与改定等**については、**国、県に準じた対応を図っていく**。

2 労働条件の改善に関する事項

要求 ①**キャリアロス制度**について
この制度は人事評価でA評価を2年連続とらないと、1年早く昇任試験を受けることができない。ハードルの高い制度になっているため、今年中に見直しをしてほしい。**見直しする際には、組合との協議を求める**。

回答 社会人経験者や育児休業取得者等のモチベーションが維持できる、**より良い制度の運用に向けて、組合と協議を行う**。

要求 ⑩**ポロシャツの使用**について
昨年より強くポロシャツの導入を要求している。室温が30度を超えることも多くある。コストパフォーマンスを上げるためにも、**今年の夏には必ずポロシャツの導入を求める**。今年の夏の導入が難しい場合は**卓上ファンの使用や遮光フィルムの整備などを検討し、実施を求める**。

回答 ポロシャツについて、新幹線開業関連のものを考えているが、**今年の夏の導入は難しいと考える**。遮光フィルムについては予算が伴うため、**組合提案の卓上ファンなどの使用について、今後検討していく**。

3 人員配置に関する事項

要求 <全庁>①**新型コロナウイルス関連**
・保健所は休暇が取れない状況。どのように改善していくのか。
・今後、職員の中で感染者が発生した場合にどのような対応するのか。

回答 ・まずは**部局内の応援体制を取っていく**。
・職員の中で感染症が出た場合、**事業は停止、縮小となる**。**新型インフルエンザ計画に基づいた対応をとっていく**。

5 労働安全衛生・職場環境の向上に関する事項

要求 ④**パワーハラスメント**について
所属長の指導が行き過ぎているケースがある。指導する際も怒鳴る必要はない。しっかり**パワハラ撲滅に取り組んでもらいたい**。

回答 指導であるならば、大声で怒鳴ることは理解できない。**今後、組合と情報共有し、対応していく**。

NO! ハラスメント

2019年6月5日、職場のパワーハラスメント（パワハラ）防止を義務付ける関連法が公布されました。法律には、パワハラやセクハラ、妊娠出産を巡るマタニティハラスメントに関し「行ってはならない」と明記しています。

パワハラに関しては、その定義や事業者にはパワーハラスメント防止措置を義務付けることを規定します。大企業は2020年6月、中小企業は2022年4月から対応が義務づけられます。人事院においても、6月までに施行するとしており、**私たち公務職場においてもパワハラ防止措置が講じられていくので、市職労としてもしっかりチェックしていきます。**

【パワーハラスメントの定義】（⇒法律に規定）

職場におけるパワーハラスメントは以下の3つの要素をすべて満たすものとする。

- ① 優越的な関係に基づく ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により ③ 就業環境を害すること

ケース別の判断基準例

暴言

「おまえは給料泥棒だ」「暗い性格をなんとかしろ」など、人格や性格を否定するような暴言はパワハラに該当します。



執拗な非難

相手がミスをした際に、何日間も反省文を書かせたり、皆の前で長時間叱り続けるなどの行為はパワハラに該当します。



威圧的な行為

業務に関係する言動であっても、怒鳴ったり、書類を投げつけたりする威圧的な行為を日常的に行うことはパワハラに該当します。



ムリ・ムダな業務の強要

適切な業務配分ではなく、明らかに実現不可能な業務の押しつけや、必要のない休日出勤の強要などはパワハラに該当します。



業務を与えない

管理監督者には、部下の能力や役職などに合った業務配分が求められます。合理的な理由がなく業務を与えないことは権限の濫用に該当します。



業務以外の事柄の強要

私事の命令はもちろんのこと、業務以外のことへの執拗な干渉は、客観的な合理性が認められない場合はパワハラに該当します。



参考資料：一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「パワーハラスメントのない職場をめざして」

自治労から政府への要請（30万給付の窓口業務）

- 福井市＝基礎自治体の窓口業務の課題や問題点について、自治労中央本部に派遣している大嶋副執行委員長を通して、国会質問案に意見した。
- 意見内容は、申請・審査業務の煩雑さ、感染拡大のおそれ、まずは早急な一律交付が望ましいなど
- それをもって、4月7日臨時国会の議院運営委員会で立憲民主党の枝野代表が質問した。
- 政府からは、郵送やインターネットでの申請、また、事務の簡素化を図りたい旨の回答を得た。
- その後、政府は4月17日に10万円の一律給付の表明
- 自治体の事務負担、それに伴う人員確保や給付時期、効果など今後も注視していきたい。

一致団結！



私たちの組織内議員
「むらっちゃん」